② ＡＩＪ投資顧問株式会社による投資一任契約の締結に係る偽計事件⑵

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法（第38条の２等　投資一任契約の締結に係る偽計）に違反するとして、必要な調査を行い、平成24年７月30日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者３名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

上記①の事件の犯則嫌疑者３名は、共謀の上、犯則嫌疑法人の業務に関し、上記①同様に企て、

第１　平成22年９月頃、犯則嫌疑者Ａらが、Ｅ年金基金常務理事らに対し、虚偽の運用実績及び一口当たり純資産額等を記載した資料を示すなどし、同年10月頃、同基金をして犯則嫌疑法人との間で年金投資一任契約を締結させ、もって投資一任契約の締結に関し偽計を用い

第２　平成23年５月頃、犯則嫌疑者Ｃらが、Ｆ年金基金事務長に対し、前記第１同様に虚偽を記載した資料を示すなどし、同年６月頃、同基金をして犯則嫌疑法人との間で年金投資一任契約を締結させ、もって投資一任契約の締結に関し偽計を用い

第３　平成23年６月頃、犯則嫌疑者Ａらが、Ｇ年金基金常務理事らに対し、前記第１同様に虚偽を記載した資料を示すなどし、同年10月頃、同基金をして犯則嫌疑法人との間で年金投資一任契約を締結させ、もって投資一任契約の締結に関し偽計を用い

第４　平成23年６月頃及び９月頃、犯則嫌疑者Ｃらが、Ｈ年金基金常務理事らに対し、前記第１同様に虚偽を記載した資料を示すなどし、同年10月頃、同基金をして犯則嫌疑法人との間で年金投資一任契約を締結させ、もって投資一任契約の締結に関し偽計を用い

たものである。

③ ＡＩＪ投資顧問株式会社による投資一任契約の締結に係る偽計事件⑶

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法（第38条の２等　投資一任契約の締結に係る偽計）に違反するとして、必要な調査を行い、平成24年９月19日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者３名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

上記①の事件の犯則嫌疑者３名は、共謀の上、犯則嫌疑法人の業務に関し、上記①同様に企て、

第１　平成22年１月頃、犯則嫌疑者Ａらが、Ｉ年金基金常務理事らに対し、虚偽の運用実績及び一口当たり純資産額等を記載した資料を示すなどし、同年４月頃、同基金をして犯則嫌疑法人との間で年金投資一任契約を締結させ、もって投資一任契約の締結に関し偽計を用い

第２　平成22年２月頃、犯則嫌疑者Ｃらが、Ｊ年金基金常務理事らに対し、前記第１同様に虚偽を記載した資料を示すなどし、同年４月頃、同基金をして犯則嫌疑法人との間で年金投資一任契約を締結させ、もって投資一任契約の締結に関し偽計を用い

たものである。

④ ＡＩＪ投資顧問株式会社による投資一任契約の締結に係る偽計事件⑷

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法（第38条の２等　投資一任契約の締結に係る偽計）に違反するとして、必要な調査を行い、平成24年10月５日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者３名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

上記①の事件の犯則嫌疑者３名は、共謀の上、犯則嫌疑法人の業務に関し、上記①同様に企て、

第１　平成22年４月頃、犯則嫌疑者Ａらが、Ｋ年金基金常務理事らに対し、虚偽の運用実績及び一口当たり純資産額等を記載した資料を示すなどし、同基金をして犯則嫌疑法人との間で年金投資一任契約を締結させ、もって投資一任契約の締結に関し偽計を用い

第２　平成22年10月頃、犯則嫌疑者Ａらが、Ｌ年金基金常務理事らに対し、前記第１同様に虚偽を記載した資料を示すなどし、同年11月頃、同基金をして犯則嫌疑法人との間で年金投資一任契約を締結させ、もって投資一任契約の締結に関し偽計を用い

たものである。

【告発後の経緯】

犯則嫌疑者３名について、平成24年７月９日、上記①の事件で起訴がされ、更に平成24年７月30日（上記②の事件）、平成24年９月19日（上記③の事件）、及び平成24年10月５日（上記④の事件）にそれぞれ追起訴がされ、東京地方裁判所において公判係属中である。

※　ＡＩＪ投資顧問株式会社等に対する犯則調査の結果、アイティーエム証券株式会社の代表取締役による投資一任契約の締結に係る偽計への関与が認められたことなど（金商法第52条第１項第９号）から、平成24年８月３日、アイティーエム証券株式会社に対する行政処分を求める勧告を行った（附属資料２－４－３⑴③参照）。

⑤ 証券会社元執行役員が関与した内部者取引事件⑴

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が、金商法（第167条第１項等　公開買付者等関係者の禁止行為）に違反するとして、平成24年６月25日に横浜地検と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な調査を行い、同年７月13日、犯則嫌疑者４名を横浜地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者Ａは、証券会社執行役員であったもの、犯則嫌疑者Ｂ及び犯則嫌疑者Ｃは、Ａの知人であったもの、犯則嫌疑者Ｄは、Ｂ及びＣの知人であったものである。（⑥において同じ）

犯則嫌疑者４名は、犯則嫌疑者Ａにおいて、平成22年12月13日ころから平成23年２月22日ころまでの間に、日興コーディアル証券株式会社（平成23年４月１日、ＳＭＢＣ日興証券株式会社に商号変更。）が株式会社日立物流との間で締結していたアドバイザリー業務委託契約等の履行に関し、同社の業務執行を決定する機関が、東京証券取引所が開設する有価証券市場に株券を上場していた株式会社バンテック（以下、「バンテック」という。）の株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知り、共謀の上、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である平成23年２月22日及び同月23日、犯則嫌疑者Ｄ名義で、バンテックの株券合計20株を代金合計240万1,000円で買い付けたものである。

⑥ 証券会社元執行役員が関与した内部者取引事件⑵

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が、金商法（第167条第１項等　公開買付者等関係者の禁止行為）に違反するとして、平成24年６月25日に横浜地検と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な調査を行い、同年８月３日、犯則嫌疑者４名を横浜地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

上記⑤の事件の犯則嫌疑者４名は

第１　犯則嫌疑者Ａにおいて、平成23年３月28日頃から同年７月19日頃までの間に、日興証券が株式会社ＴＭコーポレーションとの間で締結していたアドバイザリー業務委託契約等の締結の交渉等に関し、同社の業務執行を決定する機関が、東京証券取引所が開設する有価証券市場に株券を上場していたバルス株式会社（以下、「バルス」という。）の株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知り、共謀の上、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である同年３月29日から同年９月２日までの間、犯則嫌疑者Ｄ名義で、バルスの株券合計247株を代金合計1,860万9,500円で買い付け